

新型コロナウイルス関連情報（４月４日現在）

１ 喫連邦保健省によれば，４日（土）１５時現在，新たにオーストリア国内で２８２名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び１８名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は１１，６６５名（内死亡数：１８６名，治癒数：２，５０７名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 ： ２，６５８名（＋６３）（内死亡３１名，治癒７５８名）
- ・オーバーエーステライヒ州 ： １，８９０名（＋５４）（内死亡１８名，治癒５４６名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 ： １，８６０名（＋３２）（内死亡３１名，治癒４０３名）
- ・ウィーン市（州） ： １，６７９名（＋１８）（内死亡３７名，治癒１１９名）
- ・シュタイアーマルク州 ： １，２６３名（＋５８）（内死亡４７名，治癒１４４名）
- ・ザルツブルク州 ： １，０５９名（＋２１）（内死亡１２名，治癒１９０名）
- ・フォアアールベルク州 ： ７２２名（＋１２）（内死亡 ４名，治癒２１６名）
- ・ケルンテン州 ： ３１０名（＋ ６）（内死亡 ３名，治癒 ８７名）
- ・ブルゲンラント州 ： ２２４名（＋１８）（内死亡 ３名，治癒 ４４名）

（当館注：シュタイアーマルク州で９名，ニーダーエーステライヒ州，ウィーン市で各３名，チロル州で２名，オーバーエーステライヒ州で１名の死亡数が新たに計上され，合計１８６名となりました。）

２ 現在までに発出されたオーストリア政府の外出規制措置を以下のとおりまとめました。

○オーストリア国内における外出規制措置について（４月１３日まで延長）

（１）店舗閉店措置について

- ・ 3月16日から、生活必需品店等の例外を除き、店舗を閉店する。

例外となるのは、食料品店、薬局、ドラッグストア、郵便局、銀行の他、タバコスタンド、ガソリンスタンドや動物飼料店等。また、医療製品・医薬品や、保安・緊急時用品、整備機材を扱う業者も対象外となる。公共交通機関は従来通り運行を行う。

- ・ 4月6日（月）から、食料品店入店時に鼻と口を覆うマスク着用を義務づけ。
- ・ レストラン、バー及びカフェを3月17日から完全に閉鎖。ただし、単なる場所の提供を行う店舗や、料理の配達サービスは対象外となる
- ・ 4月4日（土）から、飲食店について、その場で飲食せず、1メートル以上保持できる限り、例外的に注文した食品の持ち帰り可能。

（２）外出について。

- ・ 3月16日から外出は原則として（１）先延ばしできない職務への従事のため、（２）生活必需品等の調達のため、（３）他の市民の援助のために限定される。散歩のための外出は許可されているが（ペットの散歩を含む）、その際は1人か、あるいは同居人とのみで行う必要がある。取り締まりのため警察が巡回し、違反した場合最高3,600ユーロの罰金が科される（立ち入り禁止のための閉店措置を執らない営業者には最高3万ユーロが科される）。
- ・ 企業に対し、従業員にできるだけテレワークを可能とするよう要請する。
- ・ （子供の）遊技場、運動場を閉鎖（当館注：国レベルは解除済、継続の有無は州の判断による）
- ・ 静養や余暇利用を目的とした宿泊施設への立ち入りは原則禁止（既契約の宿泊等例外あり。宿泊施設は、有償又は無償を問わず、一時的な滞在のために宿泊客を宿泊させることを目的としたものをいい、キャンプ場、キャラバンサイト、避難所を含む）。（4月24日まで）

（３）自転車走行について

- ・同居人以外の者と共同での自転車走行
- ・数時間に及ぶ単独での自転車走行，山道等でのマウンテンバイクによる走行（負傷等により，医療機関への負担が増すおそれがあるため）
- ・目的の自転車走行ルートにたどり着くための公共交通機関の利用

（４）集会について

- ・屋内における同居しない５人を超える人の集まりの禁止。葬儀は近親者内１０人，結婚式は５人の参加者を限度に実施することが許される。ただし，公共組織・団体，治安・軍当局，救急・消防組織，託児施設，国際法上義務や職務のためのもの，交通機関，生活に必要な店舗・施設等には適用しない。
- ・当該各行政区の禁止措置に違反した場合，行政罰（最高１，４５０ユーロの罰金または罰金を支払わない場合に最高４週間の自由刑）が科される。

３ 新型コロナウイルスは風邪と同様に，せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので，手洗い，人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお，オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は，新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し，消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に，約３０秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口，目，鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける

・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 01）5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 01）5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html